

3 / 14 (木) の発表

報道発表資料の配付日時 3月14日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	道内のインフルエンザの流行状況について(第10週)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第14条に基づく、発生動向調査を実施しております。 ○ 現在、道内でインフルエンザが流行しております。 感染拡大防止に向け、予防対策に努めていただきますようお願いいたします。 ○ 詳細は、別紙のとおり。 		
参考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。(http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html) なお、毎週金曜日の15時に更新しますので、次週以降はこちらでご確認ください。 		

報道(取材)に当たってのお願い	道民へのインフルエンザの感染予防対策について、周知願います。		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	保健福祉部感染症対策局感染症対策課 (担当者: 山内) TEL ダイヤルイン 011-231-4111 内線 25-506		
-------------	---	--	--

道内のインフルエンザの流行状況について

令和6年3月14日（木）15時00分

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
電話：011-231-4111（内線25-506）

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第14条に基づく、発生動向調査を実施しております。

令和6年第10週（令和6年3月4日（月）～令和6年3月10日（日））において、道内の定点医療機関から7,842症例の報告があり、定点当たり35.01となり、警報レベル（30.00以上）となりました。

今後とも、感染拡大防止に向け、予防対策に努めていただきますようお願いします。

記

1 定点当たり報告数

	第6週 (2/5～2/11)	第7週 (2/12～2/18)	第8週 (2/19～2/25)	第9週 (2/26～3/3)	第10週 (3/4～3/10)
全道	16.76	21.12	24.21 (注1)	27.37 (注2)	35.01 (注3)
全国	23.99	20.65	16.77	13.96	集計中
昨年同期(道)	11.96	12.29	11.44	10.16	12.90

※1.00を超えると、流行期入りの目安とされています。

注1：定点医療機関の修正報告に基づき、第8週を修正（24.22⇒24.21）。

注2：定点医療機関の追加報告に基づき、第9週を修正（27.35⇒27.37）。

注3：今回（令和6年第10週）の報告は、定点医療機関（225箇所）のうち、1医療機関が休診のため、224箇所からの報告。

2 保健所別定点当たり報告数（第10週）

（単位：人）

保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数
札幌市	44.35	岩見沢	32.25	苫小牧	45.88	上川	11.67	北見	41.57
小樽市	25.40	滝川	20.50	浦河	4.67	名寄	38.40	紋別	9.40
市立函館	31.90	深川	55.00	静内	33.00	富良野	17.00	帯広	49.67
旭川市	23.85	倶知安	14.75	渡島	5.71	留萌	31.33	釧路	43.91
江別	69.25	岩内	3.00	八雲	28.33	稚内	8.50	根室	7.50
千歳	23.25	室蘭	70.75	江差	1.67	網走	6.80	中標津	71.33

※ インフルエンザ警報を発令中の保健所管内は16か所（上記太字下線あり／うち2か所は前週以前の警報発令後、解除基準を満たさず警報継続）、注意報を発令中の保健所管内は、6か所です（上記太字下線なし）。

※ 全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧いただけます。（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>）

3 インフルエンザの感染拡大を防ぐための対策について

- できるだけ人混みを避け、外出から帰ったら必ず手洗い等をしてください。
- 十分な栄養と睡眠を心がけ、人にうつさないためにも、発熱や咳等の症状が出た場合は、マスクの着用や咳エチケットに気をつけましょう。
- 適切な湿度（50%～60%）を保ちましょう。
- 感染が疑われる場合は、医療機関の受診をお願いします。

4 インフルエンザの注意報・警報

【発令基準】注意報：定点当たりの報告数が一週間で10人以上

警報： ” ” 30人以上

※ 警報発令後は、定点当たりの報告数が10人以上の場合に警報を継続し、下回った場合、警報は自動的に解除されます。その際の解除の発表は行いません。

※ 注意報・警報の発令は、各保健所毎に行います。

- ・ 注意報： 流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。
- ・ 警報： 大きな流行の発生が継続しつつあると疑われることを指します。